

◆水道料金の改定について

1 諮問までの経過

- ・ 3年目の見直しのタイミングで現戦略の事業費を時点修正→ 物価高騰の影響で大幅増
 - ・ 現戦略を見直し、事業費の圧縮及び平準化を図りながら次期24年間の事業費見通しを策定
 - ・ 必要となる水道料金収入から不足分を算出し、料金の適正化を検証→ 値上げが必要
 - ・ 従来方法により平均改定水準を計算すると大幅な値上げとなり、利用者負担が増大
- 従来方法では費用の中に含まれていた将来の施設更新のための積立分を、次期計画には計上しないことで料金不足分を圧縮し、利用者の負担軽減を図った。
- ・ 全体の料金不足額を圧縮した上で、改めて従来方法により平均改定水準を計算すると、R9～12の4年間の平均改定水準は約25%となった。
 - ・ これに従って料金改定を実施すれば、これまでの実績並みの毎年2億円程度の純利益を確保でき、比較的安定的な事業運営が見込まれる。
- しかし、前回改定18%から+7%となる改定水準は、物価上昇の折、利用者にとって大きな負担となることを考慮し、利益幅を縮小することで改定水準を引き下げる方策を検討した。
- ・ その結果、持続可能な水道事業運営に必要な最小限の利益を確保していくスキームとして、第1期～第6期を18%～9%で段階的に引き上げていく収支シミュレーションを提示し、前回の審議会において次期4年間の平均改定水準を18%とする旨の諮問をさせていただいた。

【諮問の概要：R8. 3. 23】

- ・ 令和9年4月施行で水道料金を改定（値上げ）します。
- ・ 令和9年度から12年度までの水道料金の平均改定水準は18%とします。
（令和13年度以降は4年ごとに改定していく試算となりました。）

2 事前配布資料について

①飯田市水道施設更新に係る基本方針

- ・ 水道ビジョンや、水道事業経営戦略における中長期的な水道施設の更新にあたり、計画的かつ持続可能な更新を計画するための基本方針
- ・ 需要度の高い施設の耐震化を優先し、強靱化を推進 → 安全・安心
- ・ 現有施設の機能を検証し、合理化を図る → 統廃合、ダウンサイジング
- ・ 実耐用年数を設定し、優先順位を評価する → 優先度の判定、更新事業の平準化

②建設改良計画… 時点修正後の現戦略（R5～28）とR8改定版（R9～32）の比較

- ・ 現戦略のうちR5～6は決算値、R7は決算見込、R8は予算額をそれぞれ計上
- ・ 現戦略の残り20年間（R9～28：オレンジ部）は時点修正後の計画数値を計上
- ・ R8改定版（R9～32：緑部）は時点修正後に平準化等の調整を行ったもの

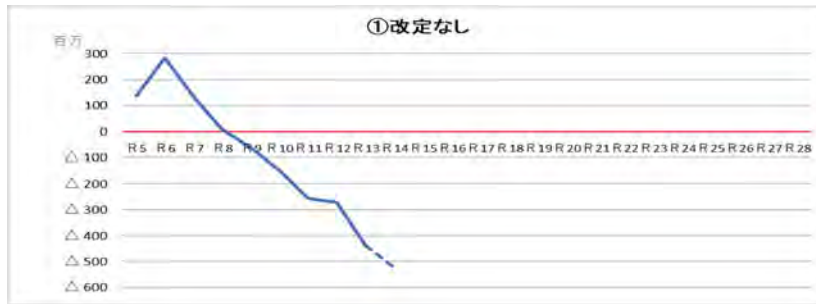
③妙琴浄水場更新計画（R8改定版）… R9～25

- ・ ろ過池の型式を見直し高架水槽を不要としたことでランニングコストの軽減を図った。

④管路の更新計画

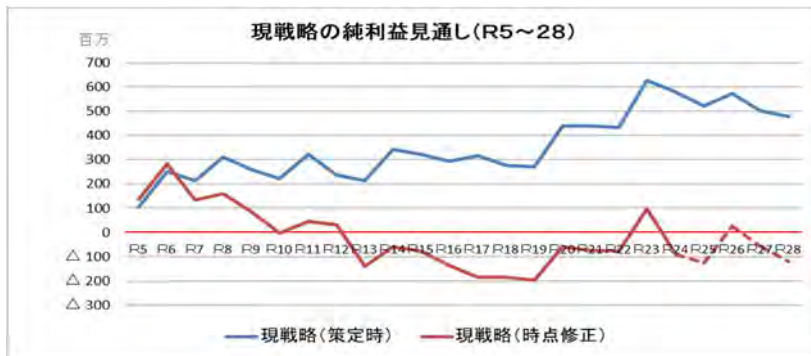
- ・ 上水道すべての管路から、導水管、送水管等の急所施設の管路、重要施設に接続する管路、有事の際に市民生活に大きな影響を及ぼす配水管、漏水の多い管を更新対象に見直した。

⑤収支見通し（シミュレーション）改定なしの場合



- ・ R9 に収支が赤字に転じ、R13 には補てん財源も枯渇

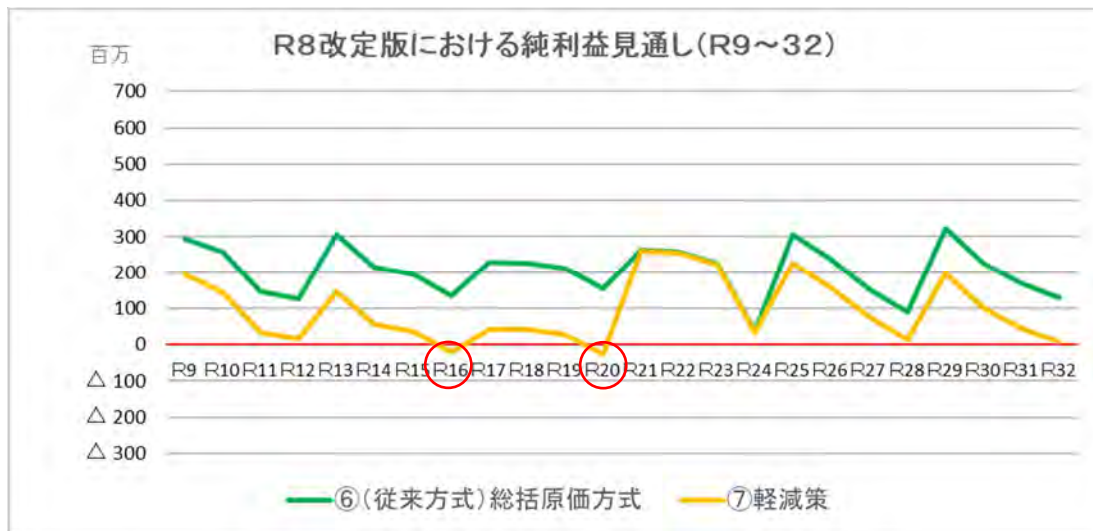
(参考：現戦略を時点修正した場合)



- ・ 計画当初は安定的に2～3億程度の純利益を見込む
- ・ 修正後は3年ごとに9%の改定を行ってもR10に赤字に転じ、以降赤字基調
- ・ R24 には補てん財源も枯渇

⑥収支見通し（シミュレーション）従来方式（総括原価方式）の場合

⑦収支見通し（シミュレーション）軽減策の場合



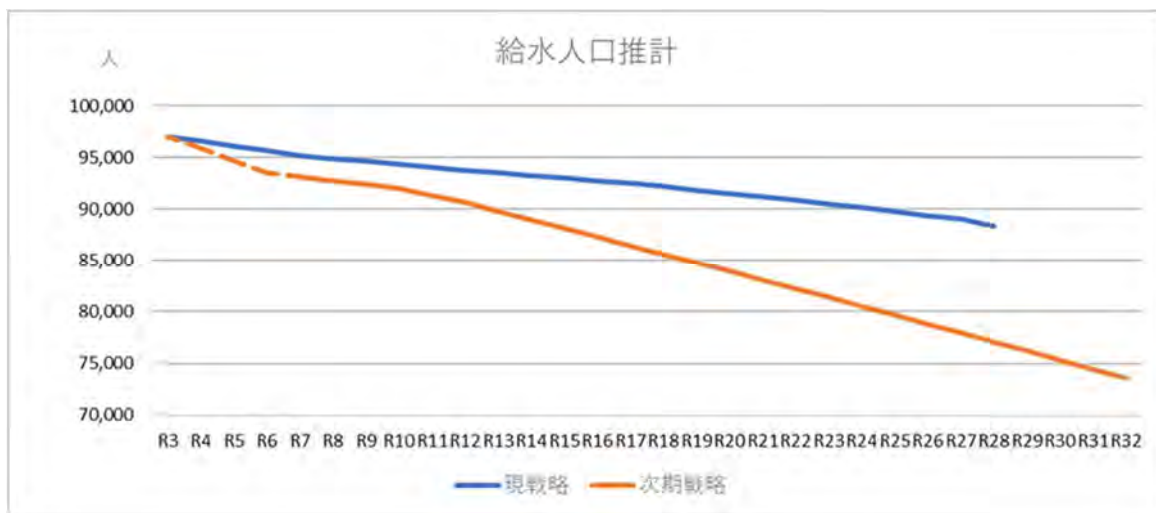
- ・ 従来方式による改定を4年ごと実施していけば、純利益は平均で2億円程度を確保でき、比較的安定的な事業運営が見込まれる。
- ・ しかし次期4年間で約25%の平均改定水準は利用者の負担が大きいため、軽減策として持続可能な水道事業運営に必要な最小限の利益を確保し、改定水準を下げるスキームを検討
- ・ 軽減策では、期間全体での収支は黒字が見込まれるが、単年ではR16, 20年度のように赤字が予想される年度もあり、期間を通じて経営状況に留意していく必要がある。

3 委員からの質問事項等について

質問事項

(1) 有収水量の見込みについて

○人口減少については、令和5年度改定版の同戦略においても人口減少を推計したはずだが、同時点の推計より減少するということか



- ・現戦略は、飯田市人口ビジョンの増減率からR28までを推計したもの
- ・次期戦略は、R6までの実績値(点線)から「いいだ未来デザイン2028」に示された「R10目標人口 92,000人」に沿った減少カーブを描き、R11以降は、社人研の減少カーブを反映させて推計しました。

○節水意識の高まりとあるが、近年の猛暑の中では疑問もある。具体的に、そのようなデータがあるのか。また、大口利用者である企業や事業所等の競争力を削ぐことになるかと心配だが、そのような声は聞こえてこないか。

口径13mm (一般家庭イメージ)

	令和4年度		令和7年度	
	件数 有収水量	件数 有収水量	件数 有収水量	R4年対比 増減率
件数	250,191	252,040		0.7
有収水量	7,227,205	6,977,118		△ 3.5
基本水量	3,232,221	3,217,968		△ 0.4
超過水量①	2,715,078	2,609,949		△ 3.9
超過水量②	1,279,906	1,149,201		△ 10.2

口径50～100mm (事業者イメージ)

	令和4年度		令和7年度	
	件数 有収水量	件数 有収水量	件数 有収水量	R4年対比 増減率
件数	710	689		△ 3.0
有収水量	581,138	561,560		△ 3.4

- ・現戦略スタート直前のR4年度とR7年度見込みで比較すると、口径13ミリの一般家庭をイメージした有収水量は、件数(栓数×検針回数)増に対して減少しており、中でも超過水量の減少幅が大きい。→ 基本水量の範囲内にシフトしていると推測されます。

- ・事業者をイメージした大きい口径（基本水量なし）では、件数の減少率よりも有収水量の減少率が大きい。
- ・今回はすべての口径において一律の改定を想定しており、大口利用者に負担が偏るといったことはなく、そのような声も特に聞いていません。
- ・トイレ、シャワー等節水型の製品が普及していることも、ある意味節水意識の高まりと認識しています。今まで水道水を比較的使用していた医療機関でも、節水型の医療器具洗浄機の導入により、使用量が減少したとの情報もあります。

(2) 物価高対策について

○電気・ガス料金支援対策として、各自治体が国の「重点支援地方交付金」を活用し、地域の実情に応じた物価高対策を講じているが、飯田市の水道料金の上昇分を補てんするような対策になっているか。

- ・水道料金に対する交付金の活用例として多いのは、基本料金部分を数か月程度減免するというもので、改定に伴う料金上昇分を補てんする形での活用例は把握していません。
- ・市全体としては、R7年度の国の補正で措置された当該交付金を活用し、物価高騰に対する生活者支援のための方策を講じていますが、その中には水道料金の減免などは含まれていません。
- ・現段階においては、これから段階的な料金改定（値上げ）をお願いしていかなければならないことに対してのご理解をいただくことが先決と考えています。

○水道事業は公営企業であるため、その料金制度が独立採算を原則とすることは理解しているが、近年の急激な物価高騰及びそれに伴う経費の増額は異常であり、その影響を全て料金で賄うことでよいのか甚だ疑問である。人口減少の中で市の財政も苦しいと推測するが、それでも一般会計から水道料金の高騰に対して支援することは考えられないか。

- ・段階的な改定増への負担軽減としての補助政策が必要との考え方は理解できますが、物価高騰による生活者支援という問題は、飯田市全体として取り組むべき課題であり、慎重な議論が必要と考えますので、水道事業者としての回答は控えさせていただきます。
- ・今後、国から改めて重点支援地方交付金の話があれば、これを財源とした企業会計への繰出金支出等について、関係部署と相談しながら検討していきたいと考えています。

○物価高に対し収入が増えれば問題ないが、大企業をはじめとした給与のアップやそれに伴う税収の増の流れが地方にまで届くのか疑問である。そのための財源調整としての交付税などがあるが、市の税収や交付税の見通しはどうか。このままでは、大都市と地方との負担格差が開くばかりで更なる都市部への人口集中につながるのではないか。

- ・総務省のホームページを見てみると、R7の地方財政計画（交付税算定の基礎となる計画）では一般行政経費（単独）が対前年度比で300億円増額されています。
- ・これは地方公共団体が管理する施設に係る光熱水費高騰、地方公共団体が行う行政サービス、施設管理等の委託料の増加等を踏まえた見直しであり、地方公営企業への補助（繰出）に関する交付税措置までは含まれていないと考えられます。

- ・また、建設改良費（施設の改修や更新のための起債償還等）に対する交付税措置はありますが、地方公営企業の経営安定に対する交付税措置というのはあまり見受けられないのが現状です。

(3) 事前配布資料について

(事前配布資料②③ 建設改良計画より)

○妙琴浄水場更新事業の事業費が、約147億7,700万円から約138億へと9億7千万円程度、率にして約6.6%の減となっているが、見直しの内容は何か。
また、事前配布資料③の改定版の事業費 約146億3,200万円との違いは何か。

- ・147億7,700万円は、R5～25まで21年間の時点修正を行なったR5時点修正の全体事業費、138億387万円は、R9～25までの17年間の全体事業費です。
- ・妙琴浄水場更新計画全体事業費の対比は、R5～25まで21年間の事業費で対比すると、R5時点修正が、147億7,300万円、R8改定版が146億3,200万円、約1%の減となっています。

○個別の事業で見ると、例えば、入野中継ポンプ場 約13億円が改定版ではゼロ、入野大瀬木配水池更新 約10億7千万円が、約6億8千万円で△36%となっているが、何を見直したのか

- ・建設改良計画の表は、R5～28年度までの24年間のR5時点修正と、R9～32年度までの24年間のR8改定版で事業費の対比を上下で行っています。
- ・番号1妙琴浄水場から番号9入野大瀬木配水池更新までの事業費合計については、R8年度までに事業が終わっている番号2, 4, 5, 6, 7, 8は、R8改定版での事業費がゼロとなっています。R9年度以降に事業が継続となっているものは、R9以降の事業費が計上されています。

(4) その他

○料金体系はどうなるのか。基本料金と従量制との体制となるのか。

※1月につき

用途	料金	基本料金				従量料金(1㎡につき)			
		使用水量	口径	現行	改定後	口径	従量区分	現行	改定後
一般・営業用	8㎡以下	13mm	1,320円	1,562円	13mm	9㎡以上20㎡以下の部分	183円	216円	
		20mm	1,727円	2,035円	20mm				
		25mm	2,464円	2,904円	25mm				
	8㎡以上	40mm	5,929円	6,996円	40mm	1㎡以上の部分	200円	236円	
		50mm	9,130円	10,780円	50mm				
		75mm	21,934円	25,883円	75mm				
		100mm	37,125円	43,813円	100mm				
公衆浴場用	8㎡以上	13mm	643円	758円	13mm	1㎡以上の部分	56円	66円	
		20mm	711円	838円	20mm				
		25mm	842円	933円	25mm				
		40mm	2,695円	3,180円	40mm				
		50mm	5,525円	6,519円	50mm				

- ・今回の改定は、今までの料金表に一律18%の平均改定水準を上乗せする対応としたい。

- ・水道料金体系について法的に規定はありませんが、①適正な原価に基づくこと、②公正妥当であること、③定額又は定率で明確に定められていること、④健全な経営を確保できること、等が求められています。
- ・日本水道協会の要領では、①～④を実施するための指針として2部料金制（基本料金と従量料金）を推奨しており、全国的にもかなりの事業者がこの体系を採用しています。
- ・普及拡張期に経過措置として設けられていた基本水量制（当市の場合は8 m³/月）については、料金負担の公平性といった観点から今後の課題と捉えています。

○物価高は飯田市のみの状況ではないので、県内他市においても値上げ等を検討しなければならないのではないかと考えるが、県内他市の水道料金の比較や値上げ等の考え方などはどうか。

県内19市の水道料金比較

○一般家庭（口径13mm）

○4人世帯における平均水量 49m³/2か月 で比較

順位	市	料金 (R8.4月時点)	備考	順位	市	料金 (R8.4月時点)	備考
1	飯山市	10,650		11	駒ヶ根市	8,280	
2	飯田市	10,432	※18%改定後	12	中野市	8,263	
3	佐久企業	9,102		13	須坂市	8,170	
4	東御市	8,998		14	塩尻市	7,978	
5	長野市	8,962		15	松本市	7,960	※R8改定
6	飯田市	8,832	※現行	16	小諸市	7,640	
7	伊那市	8,695		17	大町市	7,100	
8	上田市	8,406	※R7改定	18	茅野市	6,308	
9	千曲市	8,336		19	岡谷市	6,117	
10	安曇野市	8,298		20	諏訪市	6,398	※R6改定
現行平均						8,131	

- ・各事業者から料金の値上げの検討段階での情報を得ることはなかなか難しいと考えますが、現戦略を策定したR 5年度以降、全国的にも料金改定の動きが進んでいます。
- ・4人世帯の平均水量で県内19市の水道料金を比較してみると、今回の改定で飯田市は飯山市に次いで2番目の金額になります。（改定前は5番目）
- ・別紙資料にあるとおり、水道事業を取り巻く環境はそれぞれの地域によって特性があり、状況も異なるため、改定内容を単純に比較することはできませんが、どこの水道事業者もインフラの耐用年数を迎える中で急激な物価高騰に直面し、機能維持のための財源確保に苦慮している状況は共通しています。
- ・県内でも飯田市は、水を作るための費用と水を配るための費用のどちらも多くなる地域といえます。

○基本料金は水道事業の健全運営を支える大切な財源だが、低所得者への影響も大きいいため、料金改定に伴う基本料金の増加分等は福祉的な施策で対応すべきと考えるが、そのような福祉的な施策の現状はどうなっているか。

- ・水道料金は、どのような世帯であっても使用した水量に条例で定められた単価を乗じて算定し、利用者の皆さんに公平に負担していただいています。
- ・水道事業は公営企業のため、福祉的な観点から水道料金を軽減（減免）することはありませんが、市の社会福祉政策としては生活保護制度などが該当すると思われます。

○今回の「飯田市水道事業経営戦略」の見直し案に示された事業費の積算や有収水量の推計等が適切なものであるとするならば、残された効率化として考えられるのは「広域化」や「民営化」等だが、これらについてはどのように考えるか。

- ・広域化については、上田長野地域において県の企業局を含めた検討が行われていますが、簡単なことではなく、当市においても事務レベルでの広域連携は可能でも、インフラを含めた広域化については議論が進んでいません。
- ・民営化（官民連携）の事例では、令和4年に宮城県の水道事業において、全国で初めて民間企業が運営主体となり、施設は県が引き続き保有しながら、浄水場の修繕や管理、必要な薬品の調達を20年間民間企業が担うこととしています。
- ・この事例では料金設定を市が行い、事業運営を民間に委託することでコストの縮減、料金上昇の抑制を図ることが目的と考えられますが、命に関わる水を民間に任せてよいのかといった声もあり、当地域の参考として好事例となるかは状況を注視していく必要があると考えます。

(5) 飯田市水道事業経営戦略（素案）について

○組織の見直しにおける職員配置計画については、2名の増員を計画しているが、飯田市全体が縮小している中で、職員数を増やす計画には相当な理由付けがないと、市民の同意は得られないものとするがどうか。また、計画における人件費の上昇をどの程度見込んでいるか。

- ・持続可能な事業運営のためには安定した経営基盤のみならず「技術の継承」も必要であり、これからを担う若い人材を確保していくことは市役所全体の課題と認識しています。
- ・現在の職員体制からの若返りを想定するなかで、人件費の単価は低く見込んでいますが、職員数は足りていない状況であるため、人件費の積算については、R6決算を基準にR17までは毎年1%程度の増、その後は同額としています。
- ・ただ、全庁的にも全国的にも若手の技術職員が不足しているため、実現できるかについては不透明な状況です。

○企業債における金利について、日銀の政策金利や住宅ローン金利の動向を鑑みると先行き上昇するように考えられるが、そのあたりの見解は。

- ・ R 7. 5月の策定当初は、国の財政制度等審議会等の情報を参考に、R 8年度の新規発行債については2.2%、以降、段階的に2.5%まで引き上げていく計画でしたが、算定中に利率が上昇を続け、最終的には、R 7. 9月時点における地方公共団体金融機構の貸付利率（5年据置 30年償還 2.7%）を全体に反映させました。
- ・ 今後、更なる利率上昇についての懸念はありますが、現時点ではそれらを見込む算出根拠に乏しく、次回の見直しの機会等で検証していきたいと考えます。

○繰入金における繰出基準の具体的な内容を示してほしい。

- ・ 繰出基準とは、総務省から毎年示されるもので、地方公営企業（上下水道・病院等）に対し、一般会計が繰出金を支出する際の基準を定めたものです。（以下にR 7繰出基準を掲載）
- ・ 水道事業と直接関係しない消火栓の設置費又は維持管理費に係るもの等があります。

R 7年度繰出基準 （一般会計からの繰入）

【上水道】

- 消火栓等に要する経費（収益的・資本的）
- 上水道の出資に要する経費（資本的）
 - ・ 災害・安全対策事業に係る事業費
 - ・ 浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業を対象）に係る事業費の1/4
- 統合水道に係る事業統合前の簡易水道の建設改良に要する経費（収益的・資本的）
 - ・ 事業統合前の簡易水道事業に係る間接改良のために発行された企業債の元利償還金の一部（1/2）
- 上水道の防災対策に要する経費（資本的）
 - ・ 水道施設が被災した際の応急給水のための設備（給水車、防災用井戸及び可搬式浄水設備）の整備のために発行された企業債の元利償還金 1/2
- 簡易水道未普及解消緊急対策事業に要する経費（収益的・資本的）
 - ・ 平成12年度以前に簡易水道未普及解消緊急対策事業実施要綱による簡易水道未普及解消緊急対策事業計画に基づき実施した事業に係る企業債の元利償還金の2/3
- 児童手当に要する経費（収益的・資本的）
 - ・ 3歳に満たない事業に係る給付に要する経費の3/5
 - ・ 3歳以上18歳に達する日以後の1/31までの間にある児童に係る給付に要する経費

【簡易水道】

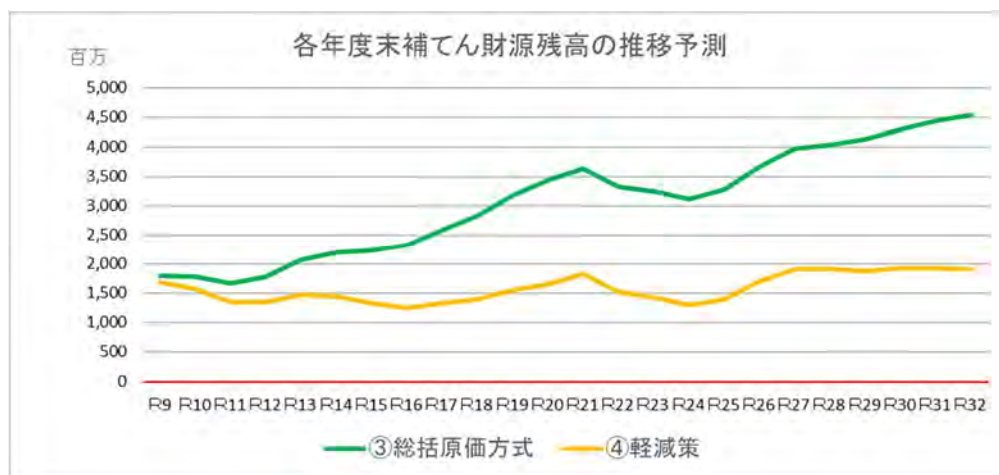
- 簡易水道の建設改良に要する経費（収益的・資本的）
 - ・ 令和3年度以降に実施した建設改良に係る企業債の元利償還金 55/100
 - ・ 令和2年度までに実施した建設改良に係る企業債の元利償還金 1/2
- 高料金対策に要する経費（収益的）
 - ・ 1 m³当たりの資本費が162円以上かつ供給単価が177円以上のうち、前年度時点で経営戦略を策定している事業（R7基準）
 - ・ 前々年度における有収水量1 m³当たりの資本費うち162円を超える額に、前々年度における当該事業の年間有収水量を乗じて得た額の1/2

その他意見

○昨今の物価高騰は飯田市に限ったことではなく、安全な水道水の安定的な供給を第一に考えると、料金の値上げは致し方ない。

(事前配布資料⑦より)

○「資本的収支不足額」からみると「補てん財源残高」は最小限になっているものと判断する。



- ・資本的収支不足額が概ね15億円程度で推移していけば、当年度発生分の補てん財源（減価償却、利益剰余金等）で補うことができ、補てん財源残高はさほど減らない見込みです。
- ・残高を直接消費する場面は、災害等で収入が途絶え、それでも必要な費用を払わざるを得ない場合（起債の元利償還、営業費用等）ですが、どれだけあれば安心かは判断が難しい。
- ・④軽減策では現在の残高水準を維持できる見込みですが、4年ごとに計画を見直すタイミングで、どの程度必要かということを継続的に検証していく必要があると考えます。

(経営戦略素案第3章：将来の事業環境より)

○給水人口の予測では23年間で約20%減となっている。出生数の減少や都市部への人口の流出など、人口減の要因は考えられるが、そのために全てが縮小均衡せざるを得ない状況を鑑みるに、飯田市における人口増に結びつく積極的な施策の推進を希望する。

- ・料金改定のみに関わらず、市政全般につながる構造的な問題に対する委員からのご意見として受け止めさせていただきます。

■ 県下19市の給水人口及び浄水量、配水池数、管路延長

市町村 番号	市	内総人口 ※参考	上水道		年間浄水量(千m ³)		①給水人口一人当 たりのろ過浄水量(m ³)	配水池		配水池		計		総延長(m)		③給水人口一人当 たりの配水池数(池)		対max
			現在 給水人口	消滅のみ 浄水量 (千m ³)	割合(%)	ろ過 浄水量 (千m ³)		配水池 数(池)	有効容量 (m ³)	配水池 数(塔)	有効容量 (m ³)	配水池 延長 (m)	うち 基幹管路 延長 (m)	2.3	対max	2.3	対max	
1	長野市	361,824	359,327	13,887	41.8	19,320	53.8	436	117,850	1	502	117,338	1.2	52%	2,485,758	358,588	6.9	33%
2	中野市	60,680	39,564	4,828	71.3	1,946	49.2	34	14,898	0	0	15,220	0.9	37%	352,978	45,173	8.9	42%
3	上田市	150,331	149,421	2,285	13.5	14,688	98.3	97	52,304	0	0	52,977	0.6	28%	1,034,673	86,331	6.9	33%
5	諏訪市	47,107	46,804	7,631	100.0	0	0.0	15	17,638	0	0	17,638	0.3	14%	378,418	32,588	8.1	38%
6	小諸市	40,343	39,472	6,309	100.0	0	0.0	40	21,109	0	0	21,109	1.0	43%	563,893	51,526	14.3	67%
9	大町市	24,623	22,733	7,316	100.0	0	0.0	30	10,888	0	0	10,888	1.3	56%	362,910	61,552	16.0	75%
10	須坂市	48,618	47,692	7,140	2,669	37.4	4,471	26	25,000	0	0	25,000	0.5	23%	423,696	61,273	8.9	42%
14	岡谷市	45,605	45,463	6,965	6,200	89.0	765	22	16,294	0	0	13,561	0.3	21%	355,135	28,024	7.8	37%
26	千曲市	57,617	51,564	860	378	44.0	482	18	1,500	0	0	1,047	0.3	15%	95,195	20,744	1.8	9%
27	飯山市	18,161	17,463	3,241	100.0	0	0.0	41	12,112	0	0	12,112	2.3	100%	370,625	80,669	21.2	100%
29	駒ヶ根市	31,213	31,042	2,005	0	2,005	64.6	21	10,507	0	0	10,507	0.7	29%	364,591	23,769	11.7	55%
35	伊那市	63,916	60,109	2,091	1,255	60.0	836	84	28,370	0	0	27,192	1.4	60%	624,445	68,887	10.4	49%
37	※佐久市	※96,841	※96,622	13,084	12,257	60.0	827	77	39,344	0	0	39,248	1.4	60%	1,093,207	156,089	10.4	49%
45	茅野市	55,050	52,667	8,875	8,875	100.0	0	55	24,093	0	0	22,548	1.0	44%	714,296	261,666	13.6	64%
46	塩尻市	65,910	65,866	4,297	385	9.0	3,912	31	30,976	0	0	30,844	0.5	20%	637,189	119,348	9.7	46%
53	東御市	29,255	29,164	3,374	100.0	0	0.0	38	19,786	0	0	19,786	1.3	55%	355,875	55,149	12.2	57%
70	飯田市	93,853	91,851	10,229	0	10,229	111.4	168	37,197	0	0	37,197	1.8	78%	1,101,173	205,743	12.0	56%
89	安曇野市	92,819	91,629	12,796	12,796	100.0	0	56	42,852	0	0	42,852	0.6	26%	1,227,410	90,022	13.4	63%
100	松本市	237,315	236,361	6,346	3,563	56.1	2,783	166	83,327	0	0	83,281	0.7	30%	1,817,288	160,371	7.7	36%

※佐久市は、佐久水道企業団の一部地域となるので算定から除外する。年間浄水量から右列は佐久水道企業団の数値。

① 浄水量

市	①給水人口一人当たりのろ過浄水量(m ³)
飯田市	111.4
上田市	98.3
須坂市	93.7
駒ヶ根市	64.6
塩尻市	59.4
長野市	53.8
中野市	49.2
岡谷市	16.8
伊那市	13.9
松本市	11.8
千曲市	9.3
諏訪市	0.0
小諸市	0.0
大町市	0.0
飯山市	0.0
茅野市	0.0
東御市	0.0
安曇野市	0.0

② 配水池数

市	②給水人口千人当たりの配水池数(池)
飯山市	2.3
飯田市	1.8
伊那市	1.4
大町市	1.3
東御市	1.3
長野市	1.2
茅野市	1.0
小諸市	1.0
中野市	0.9
松本市	0.7
駒ヶ根市	0.7
上田市	0.6
安曇野市	0.6
須坂市	0.5
岡谷市	0.5
塩尻市	0.5
千曲市	0.3
諏訪市	0.3

③ 管路延長

市	③給水人口一人当たりの管路延長(m)
飯山市	21.2
大町市	16.0
小諸市	14.3
茅野市	13.6
安曇野市	13.4
東御市	12.2
飯田市	12.0
駒ヶ根市	11.7
伊那市	10.4
塩尻市	9.7
中野市	8.9
須坂市	8.9
岡谷市	8.1
松本市	7.8
上田市	7.7
塩尻市	6.9
千曲市	6.9
諏訪市	1.8

① 地下水が豊富な地域は、井戸水を消毒するだけで水道水になります。県内では、諏訪市、小諸市、大町市、飯山市、茅野市、東御市、安曇野市の7市が100%井戸水を水源としています。

他の地域は、河川水、伏流水をろ過して上水道にしており、飯田市は長野県下で長野市、上田市に次いで3番目である年間1200万m³をろ過して水道水を造っています。ろ過浄水量を給水人口一人当たりで換算すると、111m³となり一人当たりのろ過浄水量が県下で一番多く、一人当たりの負担(コスト)が大きくなっています。

② 配水池数では、飯田市は長野市に次いで2番目に多い168池(箇所数でなく池数)であり、給水人口の多い松本市、上田市よりも数が多いことが分かります。給水人口千人当たりの数で比較すると、飯山市に次いで2番目となっています。

③ 管路延長を比較すると、飯田市は長野市、松本市、安曇野市に次いで4番目で1101kmあり、給水人口一人当たりの管路延長で比較すると県下で7番目になりますが、上位6市が飯山市、大町市、小諸市、茅野市、安曇野市、東御市で、いずれも水源が井戸水となっており浄水するためのコストが少ない市です。

○ 飯田市は県内でも、水道事業を運営するための地勢などが恵まれていないため、給水人口一人当たりの施設負担が大きくなる市であることが分かります。

別紙